

基本仕様書

1 業務委託名

令和8年度（2026年度）ECサイトにおける生産者の個別支援事業業務委託

2 趣旨及び目的

コロナ禍にて高まりを見せたEC販売への参入を目指す農漁業者等の新規参入サポートや、既にEC販売を行っている農漁業者の販売額増を目的としたサポートを実施することで、EC販売を新たな販路の一つとして確立させる。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

5 提案上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

6 業者選定

本事業の受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

7 委託業務に係る留意事項

- (1) 本事業の実施に必要な経費については、全て本委託料の範囲内で対応すること。
- (2) 提案にあたり、本事業の効果を測る適切な数値（個別支援件数、売上等）を設定すること。
- (3) 事業実績等について、本委託事業終了後にも提出を求める場合がある。

8 業務内容

(1) 事業説明会及びセミナーの実施

EC販売を行っている生産者（事業者）や、これからEC販売への参入を目指す生産者（事業者）を対象として、本事業の周知及び参加促進を図るとともに、EC販売に

関する理解促進を目的として、次の業務を実施すること。

なお、対象とする生産者（事業者）は、熊本連携中枢都市圏（※）の生産者（事業者）を中心とする。

※「熊本連携中枢都市圏」について

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00312353/index.html>

- ア 事業説明会を開催すること
- イ 事業説明会においては、EC 販売に関するセミナーを実施すること
- ウ 事業説明会及びセミナーの開催にあたり、参加事業者の募集を行うこと

(2) 個別支援の実施

EC 販売を行っている生産者（事業者）や、これから EC 販売への参入を目指す生産者（事業者）を訪問し、個別支援を実施することで、生産者（事業者）の所得向上及び EC 販売での販路の確立を目指す。実施にあたっては、他との差別化（ブランディング）を行い、生産者（事業者）の課題解決のサポートを行う。

なお、対象とする生産者（事業者）は、熊本連携中枢都市圏の生産者（事業者）を中心とする。

ア 対象者の選定

- ・個別支援を希望する生産者（事業者）の募集を行うこと
- ・個別支援の対象者の選定は、市と協議のうえ決定すること
- ・10件程度を生産者（事業者）を想定

イ 個別支援の実施

- ・生産者（事業者）を訪問し、個別の課題解決につながる支援について積極的に提案すること

（例：写真撮影の方法、商品の梱包方法、商品設計等に関するアドバイスなど）

ウ 個別相談窓口の設置

- ・個別相談ができる窓口を設置すること
- ・相談には随時受付を行い、丁寧にサポートすること

エ 個別支援を実施した生産者（事業者）へのアンケート調査

- ・個別支援を実施した生産者（事業者）にアンケート調査を実施すること

(3) 事業成果検証及び報告書の作成等

本事業の成果を検証し、事業実施に係る報告書の作成を行うこと。なお、報告書へは、本事業の実施内容、生産者（事業者）へのアンケート結果、事業者ごとの売上

額、注文数、サイトアクセス数、サポート前とサポート後の成果等を記載すること。

ア 成果品

- (ア) 報告書（紙1部）
- (イ) 以下のデータ一式（電子データ）
 - ・報告書
 - ・画像データ（サポートの様子、成果等）

イ 成果品の提出期限

令和9年（2027年）3月12日（金）

ウ 提出場所

熊本市農水局農政部 農業政策課農水ブランド戦略室

(4) その他

本業務をさらに効果的なものとする提案等、提案上限額の範囲内で追加提案がある場合は提案すること。

9 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務において、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

10 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応し、事故・トラブル等が発生した場合は、すみやかに本市に報告すること。

11 遵守法令等

- (1) 本業務の遂行にあたっては、契約書及び本仕様書によるほか、業務に係る法令及び規程を遵守しなければならない。

特に個人情報の保護に関する法律、熊本市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）及び具体的な手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順を遵守しなければならない。

併せて、受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する者に対して、上記を遵守させるために必要な措置を講ずること。

また、本業務を遂行するに当たり、個人情報を使用する作業を含むため、契約書中「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

- (2) 受託者は、本業務において知りえた情報を事業終了後に利用したり、第三者へ漏洩してはならない。

1 2 その他

- (1) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、技術提案により選定された事業者と本市との協議により、仕様書を作成し決定する。
- (2) 本業務に必要な資料等の収集は、受託者が行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議及び打ち合わせを行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議し実施するものとする。